

亀山市告示第206号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年10月13日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21660
- 3 路線名 御幸1号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 御幸町字嶋田290番2地先
 - (2) 終点 御幸町字嶋田162番8地先
- 5 供用開始の期日 令和4年10月13日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21662
- 3 路線名 御幸6号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 御幸町字嶋田279番15地先
 - (2) 終点 御幸町字嶋田290番2地先
- 5 供用開始の期日 令和4年10月13日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21663
- 3 路線名 御幸2号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 御幸町字嶋田290番4地先

(2) 終点 御幸町字嶋田279番16地内

5 供用開始の期日 令和4年10月13日